

第七十六号 二〇二三年三月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五 二四一 二二四四)

総会の報告

記念講演

「憲法と生活保護の基準決定過程における憲法の理念」

木村草太さん(東京都立大学教授、憲法学)

午前中はまず、木村草太さん(東京都立大学教授(憲法学))から、「憲法と生活保護の基準決定過程における憲法の理念」と題して記念講演をいただきました。

憲法上の権利の種類として国家に作為を請求する「請求権」があり生存権がその代表的な権利の一つであることや、憲法と具体化のための法律との関係性などが分かりやすく整理されたあと、様々な問題状況ごとの考え方の手掛かりが生活保護法の条文の中に示されているということ、そして2013年基準引下げの根拠とされた「歪み調整」と「デフレ調整」について憲法の理念からどう考えれば良いのか等が、木村教授の手に掛かるといともたやすく、くつきりと描き出されます。会場やオンラインで講演を聴かれた方は皆、目から鱗が落ちるといふ経験をされたものと思います。直前に出た横浜地裁勝訴判決の1報と合わせ、いのちのとりで裁判の取り組みの正し



さを改めて実感できた機会でもありました。



特別報告

①いのちのとりで裁判での勝訴報告
②更生緊急保護中の保護に関する裁判勝訴報告

③医療移送費審査請求事件勝利報告
続けて特別報告が3本ありました。

1 本目は2022年6月24日のいのちのとりで裁判東京地裁勝訴判決報告です。高田一宏弁護士が勝利の秘訣と高裁判決への意気込みを余すところなく語られました。

2 本目は緊急更生保護中の生活保護に関する市川市事件の勝訴報告を、及川智志弁護士が行いました。緊急更生保護では憲法25条が定める健康で文化的

な最低限度の生活が満たされているとはいえないことを正しく判示した上で、二つの制度が互いに補完的に機能している実態や併給調整規定の不備なども浮き彫りになった、実務上高い意義を持つ判決という報告でした。

3 本目は医療移送費審査請求事件の沖縄県知事勝利判決が、リモート参加の大井琢弁護士が審査請求人のタクシーによる通院を頑として認めない不当な扱いを続けるだけでなくバス代すら支給しようとしないう状況が、実施要領の要請する「最も経済的な交通機関を福祉事務所(が)決定すること自体を怠っている状態」を端的に指摘し、また書面によらず審査請求権の教示すら欠くなど手続を無視している点を厳しく非難するもので、しばしば行われがちな不当な扱いへの対処法として意義深い内容でした。

まず、弁護士の及川智志さんから、「外国人の生きる権利、外国人の生存権訴訟」をテーマに、現在、及川さんが取り組まれている外国人の生存権訴訟についてご報告いただきました。



千葉県の生活保護を考える交流会

テーマ1 外国人の生きる権利

(1) 外国人の生きる権利、外国人の生存権訴訟

及川さんが取り組まれている外国人の生存権訴訟は、慢性腎不全等により就労ができず、また、母国の親族から生活の援助を受けられる見込みのないガーナ国籍の男性(原告)が、千葉市に生活保護の申請をしたところ、外国人は生活保護法1条に規定する国民に該当しないという理由で申請を却下されたため、①却下決定の取消しと②生活保護開始決定の義務付け、③生活保護の給付を受ける地位の確認を求めて2021年12月14日に千葉地方裁判所に提起した訴訟です。もし、原告が母国に帰らなくてはならないとすれば、母国への帰路において必要な透析が受けられるのか不確実であり、重大な生命の危機が生じる可能性があります。また、原告の母国では極めて限られた富裕層しか透析治療を受けることができず、母国においても原告の生命が危険にさらされる危険性は高く、日本国内での救済が不可欠な事案です。しかしながら、2014年の最高裁判決は、生活保護法に基づく受給権を外国人には認めなかったため、及川さんは、これから判例、法律として社会を変えていく必要があることを力説されました。

また、及川さんは、外国籍の労働者がいなければ成り立たなくなっているにもかかわらず、働けなくなつた外国人には日本で生きていく権利を認めず、強制的な帰国に追い込もうとする日本の現状を指摘され、外国人とともに生きる

社会を作っていくためにもこの訴訟を闘う社会的意義があることを強調されました。

最後に、及川さんは、この裁判の集会やシンポジウムの日程等を紹介され、支援と協力を求められました。

(2) 千葉県の福祉と司法の連携の歩み
次に、千葉県医療ソーシャルワーカー協会の会長を務められている浅野慎治さんから、「千葉県の福祉と司法の連携の歩み」をテーマに、千葉県における生活保護関連の取組についてご報告いただきました。

千葉県では、県内の福祉と司法の協力・連携に必要な情報の交換等を目的として、ソーシャルワーカー三団体と一般社団法人千葉県臨床心理士会の5団体による「福祉と司法の千葉県連絡協議会」が2017年11月1日に発足し、2018年7月8日には生活保護基準引き下げ反対シンポジウムの開催、2020年6月には全国の自治体で内容にばらつきのある「生活保護のしおり」の分析を実施するなど、精力的に活動されています。また、及川さんが取り組まれている外国人の生存権訴訟の支援も行っており、それに伴い「外国人の生きる権利を考える会」を設立し、同訴訟の原告のためのカンパ要請も積極的に実施されていることについてもお話しいただきました。

浅野さんは、身寄りのない方や障害者、高齢者、児童など、社会的に弱い立場に置かれている方や非正規滞在、難民認定申請中の外国人の問題には、医療機関やソーシャルワーカーの専門性だけでは対応できない問題が含まれているため、今後も福祉と司法の連携を強化してい

く必要があることを強調されました。



テーマ2 生活保護と自動車利用

1 九十九里町（千葉県）

九十九里町は公共交通機関が非常に不便な地域で、巡回バスはあるものの午前1本午後2時間に1本、バス停まで30〜40分という地域であり、自動車保有は必須と言える地域です。令和4年から過疎地域に指定され、千葉銀行はATMを残して撤退、スーパーも1軒しかなく、自動車は生活用品としても自立していく上でも必要な地域です。

ところが、福祉センターは保護手帳に反してひどい取り扱いをしており、アパートに上がり込んで、高齢女性の財布の中身を見せろと脅したりもしているような状況で、権利が奪われ、施しているようになってしまいました。

自動車の保有については、自動車を保有する生活保護受給者全員に廃止届を出させ、届け出用紙の厚さを自慢していたそうです。

このような事態に、生健会県連が学習会を行い、違法性を指摘し、生健会組織を作って交渉するように訴えました。

当初の交渉では、ほぼゼロ回答で、福

祉センターが言い訳で主張した生活保護のしおりにも、原則として自動車を持つことができないと書かれていました。

交渉を続けるうち、担当課長が転勤となりました。また新たな生健会準備会もでき、交渉主体となりました。

厚労省や千葉県福祉課とも改善、是正を交渉したところ、新任課長は、福祉センターの態度を変えました。

福祉センターは、自動車保有を認めていくことを約束しました。通院移送費については、タクシー代金を本人が立て替えていたが、立て替えずに現物支給に変わりました。医療券について、町役場に取りに来させるのを、歩いて30分かかる高齢者もいることから、郵送の対応もしてもらえるようになりました。

自動車保有している夫婦に、夫がいな間に訪問し、障がい者の妻に廃車を迫っていたのが、何も言われなくなりしました。他方、CWが交代し、廃車をしないと指導指示を出すという脅しがあったケースもあり、今後交渉を予定しているとのことでした。

今後の生健会の拡大、運動の発展に期待しています。

2 札幌

道生連では、毎年12月頃に、次年度予算に関する要望書を提出しています。

2022年度予算について、札幌市が画期的な回答を出しました。自動車保有が容認された場合、日常生活で使用することは自立の助長、資産の活用の観点から容認する、というものです。

ところが、全国のいくつかの処分庁から厚労省に問い合わせがあり、厚労省から札幌市に圧力がかかり、事実上撤回させられました。

衆議院厚生労働委員会で追及してもらったがゼロ回答、厚労省交渉でもゼロ回答でした。

札幌市との交渉で、札幌市の主張は的を得ないものではありませんが、結局事実上上記の回答を撤回するが、課長通知の第3の9、12で、ダメだとは書いていないと確認し、合意したそうです。つまり、ついでならかまわない、という結論を認めさせたということです。

最後に、地方自治法改正(平成29年)について触れられました。いわゆる地方分権一括法です。これにより、機関連任事務が廃止され、国の包括的な指揮監督権が廃止されたことは、国と地方が法律上、対等・協力の関係になった、というのが建前です。

生活保護は、法定受託事務となりました。これは「国が本来果たすべき役割にかかるものであって、国においてその適正な事務処理を特に確保する必要があるもの」(地方自治法第2条第1項)です。国が制度設計し、処理基準等をきめ細かく定め、地方自治体は事実認定を行います。

実際には、生活保護においては国の強い関与が予定されていますが、道生連としては、方自治法改正により地方の解釈ができるようになったと考え、自動車保有を生活に使うことはダメだとは書いていない、単に便利に過ぎたための保有ダメだ、という解釈を貫こうとされてます。ついでならOKということでした。

今後、厚労省と交渉し、保有が認められた自動車については活用させて欲しい、運行記録やメーターチェックは人権侵害だからやめて欲しい、指導指示で廃止ということもやめてほしい、という3

点を勝ち取ろうとされています。とても力強い頼もしい報告で、さすが道生連です。

3 千葉生健会

千葉の実態としては、関東では会員が少ない地域で700人程度しかないということです。運動が行き渡らないことに悩んでおられました。生じる問題は、ほとんどが自動車保有の問題だということでした。

生健会が交渉しても、本人の動向を監視されて呼び出されたり、毎日詰められて、結局諦めてしまったり、当事者が怒って保護辞退を選ぶこともあるということです。

通院等に自動車を使っても、メーターをチェックして走行距離を監視し、運行記録の提出を求め、保護廃止か廃車を突きつけるそうです。

生健会が同行して交渉し、なんとかケース会議にかけさせたりしても、却下されたという連絡も来るということです。

このような深刻な状況のため、運動団体がなく生きていけないという人も多いそうです。生活保護法は生きていく自立するための法律だ、改善されなければ命が奪われてしまう、という報告に重みがありました。

多くの人たちと会や運動を大きくしていきたいとのことでした。

最後に、吉永先生からのアドバイスがありました。

自動車の保有が認められる場合は決まっております、その目的に沿わない使用は目的外使用とされます。

三重県鈴鹿市で、障害のある方で、自動車保有が認められていたが、運行記録を出せと言われ、拒否すると、保護停止

となったケースがありました。予測していたため、弁護士を作っておらずに執行停止の申し立てをしたところ、1ヶ月ほどで執行停止が認められました。

自動車は、必要性については問題ありません。現状、7割以上の世帯が保有し、地方に行くほど保有率は上がっています。必要性について争うことはできないでしょう。

生活保護における耐久消費財の保有の目安は、その地域で7割保有しているかどうか。

となれば、自動車が耐久消費財といえるかどうかは問題となるかもしれないが、保有率から考えれば自動車保有も認められるはずだ。

自動車保有について、なぜダメかは書かれていませんが、裁判での国の対応からすると、車は高い、駐車場など追加費用がかかる、事故対策、というのが理由のようです。

しかし、車は高いというのは、安い車ならいいということになります。追加費用がかかるというのも、障害者加算、勤労控除である程度まかなえるでしょう。事故対策については、自賠責には入っているし、任意保険も障害者加算、勤労控除で入れることもあるでしょう。そもそも、生活保護費をどう使うかは、法の趣旨に反しない限り自由です。理屈の上では可能でしょう。

障害者健常者を問わず、移動の権利が高まっています。最低生活を維持するためにも不可欠です。生活に必要な場合なおさらでしょう。また、一人親ならさらに必要性も高くなります。仕事、保育園の送迎など時間が足りません。時間を少しでも節約するためには自動車の

必要性はとても高いでしょう。

地方に行くほど保護率が低くなっています。車を取るか生活保護を取るかを迫られているということが窺われます。これは、一人親の働く権利や育児の権利を奪っているということです。

国がかたくなに自動車保有を認めないのは、保有を認めたら保護率が急上昇するからではないか、ということですが、戦いを押しつけるということではないですが、戦うことが必要です。弁護士と連携するのがどうしても必要ということでした。

鈴鹿市のケースでは、福祉事務所は運行記録を出せと言ってきました。だんだん出さなくなってきたら、指導指示書が出てきました。当事者は、福祉事務所が怖く、行きたくないと言います。そのため、弁明にも行かず、保護停止されました。予測していたためすぐに対応し、執行停止を獲得しました。

認められた理由は、80歳の母親は膀胱がんで、人工膀胱が必要だが、保護停止となると購入できなくなります。預貯金もあまりない、息子は難病ということ、生命身体の危険に直結するのは、最低限の生活を維持できなくなるのは明らか、重大な損害と緊急性があるということでした。

また、公共の福祉に重大な影響を与えることもありませぬ。

そして、通院以外に自動車使用を全て制限させる必要があるかは、生活保護法や通知等から一義的に明らかにならないうち、指導指示が適法かどうかは明らかでないし、適法だとしても保護停止まですることが適法かどうか不明かでない、ということでした。本案において

理由がないとされるかどうかかわからない、ということだ。

まだまだ実態は深刻です。今後の取り組みが求められています。



テーマ3 出所後など様々な困窮場面での支援

交流会テーマ3は刑余者と生活保護更生保護施設における課題というテーマで千葉市中央区生活支援センター伊藤佳世子さん、中核地域生活支援センター長生ひなた澁沢さんと更生保護法人千葉県性会萩原久仁雄さんより報告がありました。

更生保護制度の概要 更生保護制度とは平成19年に成立した更生保護法を根拠として犯罪をした者及び非行のある少年の再犯防止、自立、改善更生することを目的として継続保護事業、一時保護事業、連絡助成事業を行うものです。更生保護施設において対象者(刑務所出所者や執行猶予、起訴猶予の対象者のうち住む所がない人)に対して、宿泊場所を提供したり就職活動を支援しています。更生保護施設は民間施設ですが、国の施

設として同様の事業を行う自立更生促進センター、就業支援センターなどがあります。

更生保護施設の制度上の問題点として、更生保護施設においては住宅及び食事が提供されるため、生活保護制度については医療単給のみが認められます。また、就労を行うことが予定されているため、原則は食事及び住宅費以外の支給はありません。

そこで、特別処遇(高齢、精神障害、身体障害を有する人)の方が退所する際には、退所と同時に生活保護を申請しますが決定が出るまでの14日間については貯金がない人の場合、何らの予算措置がなく、フードバンクなどで食いつなぐ必要があることが支援者としての悩みであることが報告されました。また、生活保護申請後も什器備品として自治体によって冷蔵庫、洗濯機、電子レンジが認められたり認められなかったりするという問題が報告されました。

この報告に対しては、釈放後の更生支援には具体的な支援メニュー(社会的資源)が乏しいことが指摘されました。また千葉弁護士会及川弁護士から、現在の更生保護施設でのサービスは居住と食事以外の給付がなく最低生活を下回っているため、更生保護制度と併せて生活保護制度が認められてしかるべきとの意見が出されました。この点については、市川市を被告とする行政訴訟で及川先生が勝ち取られた取消訴訟の勝訴判決が先鞭をつけるものと思います。

今回の報告を契機として、司法と福祉の連携についても今後取り組むべき課題として捉えることができました。



テーマ4 実務で迷う運用場面

常岡弁護士からは、実務で迷うケースとして、いくつかの例が挙げられた。

詳細は割愛するが、一つ目は、片方が入院した高齢夫婦に関して、世帯分離をすることができるか、また、医療単給があるため、2人世帯であるにせよ、1人世帯であるにせよ、ただちに保護基準以下にはならない、という問題があった。この点については、少なくとも、世帯分離した後は、入院した方について医療扶助単給は認められるのでは、という意見があった。

二つ目の事例は、障害者世帯につき、障害年金の遡及払いがなされたため、収入申告と自立更生計画についてのケースだった。

この点は、年金の63条は特に監査等で厳しく見られるため、自治体も抑制的になる傾向にあることが指摘された。そして、自立控除は、一時扶助よりも幅広く認められることから、自立控除が認められる(エアコン、視覚障害者のパソコン、洋式便座等)(R4.3.4大阪府知事裁決も参照)。そこで、平成24年7月23日課長通知を前提としても、「自立更生のためのやむをえない用途」として自立控除は認められるはず。これを強く主張すべき、というアドバイスが行われた。